



2050ゼロカーボンを目指す長野県のシンボルマークです

長野県環境審議会

地域と調和した再生可能エネルギー事業 の推進に関する専門委員会

【第3回】

令和5年6月20日

専門委員会・委員名簿

(五十音順・敬称略、◎：委員長、○職務代理者)

委員名	ふりがな	職名	摘要
上原 三知	うえはら みさと	信州大学 社会基盤研究所 地域デザイン部門／農学部併任 准教授	オンライン
小松 信子	こまつ のぶこ	東御市 市民生活部長	
鈴木 啓助	すずき けいすけ	信州大学 名誉教授・特任教授	
◎田中 信一郎	たなか しんいちろう	千葉商科大学 基盤教育機構 准教授	
○茅野 恒秀	ちの つねひで	信州大学 学術研究院 人文科学系 准教授	
名取 俊典	なとり としのり	富士見町 総務課 専任課長	
平松 晋也	ひらまつ しんや	信州大学 農学部 教授	
水上 貴央	みずかみ たかひさ	Socio Forward株式会社 代表取締役 弁護士	ご欠席

専門委員会・設置要綱

○長野県環境審議会地域と調和した再生可能エネルギー事業の推進に関する専門委員会設置要綱（令和5年3月22日決定）

（目的）

第1 2050ゼロカーボンの実現に向けて、地域と調和した適正な地上設置型の太陽光発電事業の推進を図るための条例を制定するに当たり、必要な事項の調査、検討を行うため、長野県環境審議会に地域と調和した再生可能エネルギー事業の推進に関する専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置する。

（調査・検討事項）

第2 専門委員会は次に掲げる事項について調査、検討する。

- （1）地域と調和した地上設置型の太陽光発電事業の推進に向けた条例の在り方に関すること
- （2）その他必要と認められること

（組織）

第3 専門委員会は、長野県環境基本条例（平成8年長野県条例第13号）第29条第3項の規定により任命された専門委員（以下「委員」という。）10名以内で組織する。

2 専門委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

3 委員長は、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代理する。

（会議）

第4 専門委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 専門委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 専門委員会は、必要があると認めるときは、特定分野で顕著な活動実績のある学識経験者等の出席を求め、その意見を聴くことができる。

4 専門委員会は、公開とする。ただし、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、議長が専門委員会に諮り、当該会議を非公開とすることができる。

（1）長野県情報公開条例第7条各号に定める非公表情報について審議するとき

（2）会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議に著しい支障が生じると認められるとき。

（報告）

第5 専門委員会は、長野県環境審議会会長に対し、調査・検討結果を報告する。

（事務局）

第6 専門委員会の事務局は、長野県環境部環境政策課ゼロカーボン推進室に置く。

（その他）

第7 この要綱に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、専門委員会において定める。

附 則

この要綱は、令和5年3月30日から施行する。

【議事（1）】

第2回専門委員会でのご意見等と 対応の方向性について

第2回専門委員会でのご意見等と対応の方向性（1）

ご発言委員	ご意見・ご質問等	対応の方向性（案）
小松委員	<p>・届出者と施工業者が異なり、施工業者の不誠実な対応によりトラブルが発生することが多い。届出者の中に施工業者も含めて欲しい。</p>	<p>・本条例においては申請者・届出者（発電事業者）の責任を明確化することとし、下請け等となる施工事業者が行う行為についても、発電事業者の管理監督責任があることを明確化し、不誠実な対応とならぬようにしてはどうか。</p>
	<p>・法令遵守の部分については、県内において違反や処分を受けたとあるが、県外も含めていただくとありがたい。</p>	<p>・事業者が欠格事項に該当するかどうかを把握する仕組みが必要であり、県外における違反等を把握することが実務的に可能なか検討したい。</p>
	<p>・何をもって合意とするのかの基準を設けた方がよいのではないか、説明会の開催を義務付けするが、説明すべき事項を規定した方がよいのではないか。</p>	<p>・事業ごとに実情が異なる中で、何をもって合意形成とするか、定量的に基準を示すことが必要となるが、一方で、説明会での説明事項や意見への対応方法など、基本的な合意形成のためのプロセスを義務付ければよいのか、引き続きご議論いただきたい。</p>
	<p>・所有者が変更になった場合に、譲り受けた事業者が責任を確実に引き継ぐことも盛り込み、それも説明会の要件にした方がよい。</p>	<p>・運用開始後に事業譲渡を行う例も十分想定されることから、その際は、事業者が地域に情報を提供する仕組みを導入してはどうか。また、事業者変更の手続を求めるなどし、責任の所在を明確させることとしてはどうか。</p>
	<p>・（現案では）50kW以上で県の届出の対象になるが、隣接する複数の事業は一回施設としてみなすということを検討していただきたい。</p> <p>・市の条例に加えて県の条例があるというのはありがたいこと。大切なのは住民との合意なので、その合意形成について、どこの市町村も同じように県の条例がかかるといのが大切だと思う。</p>	<p>・分割案件については、再エネ特措法及び電気事業法での対応も参考とし、意図的な分割は認めない方向で検討してはどうか。</p> <p>・市町村条例と相互に補完する条例を目指すという視点で引き続き検討を進めてはどうか。</p>
茅野委員	<p>・促進区域に関し公聴会で大変クリエイティブな意見をいただいた。促進区域だからこそ地元の利益を最優先に考えるという方法で、促進区域内での事業の可能性を奪い合う状況が地域貢献を誘発する、そういった仕掛けづくりが非常に興味深い。条例で規定するのか、その他ガイドライン等において対応するかは、事務局で考えていただきたい。</p>	<p>・公聴会でのご意見を参考に、地域に貢献する事業の取組みを促進していきたい。</p> <p>・促進区域設定に関しての支援については、本条に直接規定するか、又は条例には直接規定せず施策対応とするかは今後の議論等も踏まえ検討していきたい。</p>
	<p>・系統制約の話が大きく、一団の太陽光発電施設を置く場合、50kW未満というのはもうしばらく基本的なユニットになりそう。50kW以上のものを、分割して大規模案件にする場合、それは市町村への届出でよいのかという点があるので、事務局で精査していただきたい。</p>	<p>・分割案件については、再エネ特措法及び電気事業法での対応も参考とし、意図的な分割は認めない方向で検討してはどうか。</p>
	<p>・ゼロカーボン戦略の数値目標を達成する上で鍵となるのは、地域裨益ということ、住民のためになるということ、合意形成が促進される形での太陽光設置であるということ。さらに今後増やしていくという中では、適切な規制が必要で、まずいというところは回避していくということが、この条例の中で示されるべき。</p>	<p>・長野県ゼロカーボン戦略目標の達成のためには、地域と調和した太陽光発電の推進が不可欠である中、今まで地域とトラブルとなる事例があったことを鑑み、本条例において適正な設置のためのルールを示したい。その他、推進に関する事項については、本条例外における施策や環境整備によって行うことも考えられ、今後の議論等も踏まえ検討していきたい。</p>
<p>・丸山先生のドイツチューリンゲン州の話が興味深く、太陽光発電事業に関する情報の透明性を確保するデータベース等、ここで新規の太陽光事業の計画がこういう手順で進んでいるといったことを台帳化することが、県民の方々にも分かりやすく県がやるべき話とも思う。また、条例ができた後での展開だと思うが、事業者とのやり取りを公開ということが、事業者緊張感を確保し、県民にとっても分かりやすくなる。</p>	<p>・地域の合意形成促進の観点から、計画段階から最後の廃棄段階まで事業の透明性を確保することは重要な視点。そのためのデータベースの構築や情報の公表について検討を進めていくこととしてはどうか。</p>	

第2回専門委員会でのご意見等と対応の方向性（2）

ご発言委員	ご意見・ご質問等	対応の方向性（案）
名取委員	<p>・全体的に太陽光発電の適地が減少する中、ゼロカーボン達成は市町村にも課されているが、<u>この条例がどのくらいの規模を目的としているのか。</u></p>	<p>・長野県ゼロカーボン戦略及びその具体的な工程を示すロードマップにおいては、太陽光発電については、現状から約60万kW以上の導入が必要としている。この目標達成のため、地域と調和した太陽光発電の推進が不可欠である中、これまで地域でトラブルとなる事例があったことを鑑み、本条例においては適正な設置のためのルールを示したい。その他、推進に関する事項については、本条例外における施策や環境整備によって行うことも考えられ、今後の議論等も踏まえ検討していきたい。</p>
	<p>・<u>届出書がどのタイミングで出てくるのか</u>、市町村条例との兼ね合いから簡略化も含めて、<u>整合性をとる必要があると思う。</u></p>	<p>・申請等の時期や内容・様式等については、市町村条例及び他法令との二重手続きとならぬよう、適切な時期・方法等について留意し検討を進めたい。</p>
	<p>・<u>事業計画の変更という部分が何を示すのか</u>というのが大きい部分となる。</p>	<p>・事業計画の変更については、実質的に事業内容に大きな影響が生じ、許可事由に関係する場合は改めて申請を求めるなど、そうでない場合は届出を求めるなど、内容に応じて適切な手続きを求めていきたい。</p>
	<p>・<u>「原則として会場に対象者を集めて開催」という実施方法は、コロナ禍であつたり、海外にいたりしたときには事業計画を郵送したという例もあるので、そうし対応があってもいいか</u>と思う。</p>	<p>・地域とのコミュニケーションが重要であることから、説明会を行い双方の意見を交換することを原則としたいが、例外的な取扱いの必要なケースについては、引き続き検討していきたい。</p>
平松委員	<p>・基準を厳しくすればするほど、事業化が難しくなり、その辺はどう折り合いをつけていくのか。<u>危険性の判断については難しい問題。求められればかなり厳しい基準となるので、どこで折り合いをつけるのか</u>だと思う。</p>	<p>・基本的には各種法令の許可基準等を参考に基準を整備したい。なお、基準のみでは判断できないケースについては、個別に専門家に相談するなど、対応を検討していくこととしてはどうか。</p>
	<p>・<u>景観保全についても道路敷地境界からの一定の距離や植栽等という風に書かれているが、こういうものも具体的な数字をあげるかは難しい。</u></p>	<p>・景観については、主観的な部分が多いことに加え、地域の状況においてその考えも異なることから、定量的な一律の基準を定めることは困難な面がある。事業者側は、地域住民へ景観保全のための方法を提示し、住民はそれについて意見の申し出が可能とし、事業者側はそれについて誠実に対応することを明確化することで、地域との景観の調和を促進することとしてはどうか。</p>
	<p>・罰則関係では、<u>盛土条例においてはかなり厳しい罰則規定</u>ができた。盛土条例は今回の条例にも影響を及ぼしてくるので、そのあたりも<u>検討していく必要がある</u>と思う。</p>	<p>・罰則関係については、生命・財産への影響や過度な規制とならぬよう他県の太陽光発電事業に関する規定やその他条例等とのバランスを見て規定することが必要と考えられる。他県の罰則は5万円以下の過料がほとんどであり、これをベースに検討を進めてはどうか。</p>
	<p>・<u>いかに住民と事業者との合意形成を進めるといえるのか</u>が重要。その中で、<u>メリットデメリットを双方が十分理解</u>していないとダメであるし、それが現時点での話だけではなく、将来的にどう変化していくのかというのをじっくり見せた形で議論してもらえような仕組みづくりが必要でないかと思う。</p>	<p>・地域住民等に必ず説明すべき事項を定め、その上で地域へのメリットやデメリットが洗い出されるよう、説明会の在り方について検討を進めたい。</p>

第2回専門委員会でのご意見等と対応の方向性（3）

ご発言委員	ご意見・ご質問等	対応の方向性（案）
水上委員	<p>・条例の基本的なコンセプトは、方向性によって結構変わってくるといった印象。現状のこの県条例は最低限のひどい太陽光発電事業が生じないようにといったディフェンシブな条例を想定しているのだろうと考えており、その観点からすると、促進区域の話で議論する上で、規制すべき区域をちゃんと決めて、そこに対して最低限の規制をどうするのかという話をしていくのだと思う。</p>	<p>・長野県ゼロカーボン戦略目標の達成のためには、地域と調和した太陽光発電の推進が不可欠である中、今まで地域とトラブルとなる事例があったことを鑑み、本条例において適正な設置のためのルールを示していきたい。推進に関する事項については、本条例外における施策や環境整備によって行うこととするのか、本条例内にも一定の措置をおくのか、引き続きご議論いただきたい。</p>
	<p>・山下先生がおっしゃっていただいたような地域を再エネで豊かにするという話は、そもそもこの条例のコンセプトの中に入っていないので、そこをこの条例に入れ込むのか、この条例とは別に考えないといけないのかは議論しなければならないと思う。</p>	<p>・引き続き、県民の生命・財産に影響を及ぼし得る、一定の安全性が求められる特定区域内での事業については許可を求める仕組みで検討を進めてはどうか。</p>
	<p>・ディフェンシブなコンセプトに基づく条例案ということだとすると、やはりミニマムなことを設定すべきだと思うので、基本的には許可より届出で、規制自体は大きくならないようにするということなのだろう。</p>	<p>・引き続き、地域住民への事前の説明を求める仕組みを導入する方向で検討することとし、どのような事項や内容について説明を求め、意見を事業にどう反映していくかについてご議論いただきたい。</p>
	<p>・最低限守らなくてはならないのは、事業者が地域住民に対して、何もその事業があること自体も知らせずに勝手に事業をしてしまうという状況。それを防ぐことが必要。</p>	<p>・（平松委員からもご指摘のとおり）規制の強化だけが先行すると事業者の参入意欲が削がれ、地域調和型事業の促進も損なわれることから、促進・規制のバランスについてご議論賜りたい。</p>
	<p>・かなり踏み込んで規制しようということになった場合に、規制だけ強くしているのかという議論はやはりかなり残ってくると思う。</p>	<p>・本県では促進区域内事業への財政支援を開始するなど、促進区域設定のインセンティブを上げるための方策を開始したが、市町村負担の軽減など制度全体での対応が必要な面も多い。国にも制度見直しを求め、促進区域事業が地域調和型事例のリーディングケースとなるよう検討を進めていきたい。</p>
	<p>・踏み込んで規制しようとしたらむしろ促進区域の方を踏み込むという話が本当は本質なのかもしれない。促進区域は支援するが、地域貢献を求めるなどすれば、促進の観点からも両立すると思う。現状だと、規制されるマイナスしか事業者にとってはないので、そういう意味で消極的になりやすい。</p>	<p>・ご指摘のとおりであり、規制の強化だけが先行すると事業者の参入意欲が削がれ、地域調和型事業の促進も損なわれることから、促進・規制のバランスについてご議論賜りたい。</p>
	<p>・固定価格買取制度の買取価格がここまで劇的に少なくなってしまうと、単純に規制をかけた場合、地域に貢献するような再エネ事業は残らず、むしろ促進区域にどういうふうに支援をしながらその支援と引き換えに地域のためになつてもらう太陽光発電をしっかりと作ってもらおうのかということを考える必要がある。</p>	<p>・今後増加が見込まれる自己託送やオフサイトPPAなどの自家消費型の事業が、これまでの投資型の事業と同じ視点で検討されることは適当でないと思われる。こうした視点も踏まえつつ、引き続きご議論を賜りたい。</p>
	<p>・この10年間は固定価格買取制度というものすごく特殊な制度があることを前提に県外の多くの事業者による開発があった状態。これは非常に特殊な制度を前提にしており、ある種、乱開発なので、その前提に規制だけを考えると、今後は拡大しないということになってしまうと問題意識を持っている。</p>	<p>・今後増加が見込まれる自己託送やオフサイトPPAなどの自家消費型の事業が、これまでの投資型の事業と同じ視点で検討されることは適当でないと思われる。こうした視点も踏まえつつ、引き続きご議論を賜りたい。</p>

第2回専門委員会でのご意見等と対応の方向性（4）

ご発言委員	ご意見・ご質問等	対応の方向性（案）
田中委員長	<p>・<u>地域と調和した再生可能エネルギーの促進については、事業者を含めて、見解が一致した</u>ということが言えたのではないかと。</p>	<p>・事業者にも一定の手続等を求め、住民理解等が得られるように協力いただく仕組みについて、引き続きご議論いただきたい。</p>
	<p>・再生可能エネルギー事業の住民の受け入れについては、<u>客観的視点だけでなく、所有や地域メリット等の主観的な視点も重要</u>ということについて、概ね共有できた。</p>	<p>・住民説明会では、地域へのメリット等にも説明を求める仕組みの導入や、条例で直接規定できないものは、施策の強化等で対応するなどの視点から検討を進めてはどうか。</p>
	<p>・促進区域が丁寧にきちんと設置されていないとそこで形骸化してしまうおそれもあるので、<u>促進区域について除外するためには、その手続きとの関係が重要</u>。また、そこでも<u>地域貢献を導く工夫も考えられるのではないかとご提案</u>いただいた。</p>	<p>・第2回専門委員会でのご議論のとおり、促進区域内事業については、対象除外としない方向で検討してはどうか。なお、条例外でも施策やガイドラインの整備などにより促進区域の設定を支援及びインセンティブの付与を行っていきたい。</p>
	<p>・オフサイトPPAの電力を購入する事業者側としては、<u>その設置している設備が地域貢献したのかどうかという観点についても重要</u>とお話いただいた。</p>	<p>・今後増加が見込まれる自己託送やオフサイトPPAなどの自家消費型の事業が、これまでの投資型の事業と同じ視点で検討されることは適当でないと思われる。こうした視点も踏まえつつ、引き続きご議論を賜りたい。</p>
	<p>・地域貢献については、<u>地域経済の効果も含めて事業の組み方を見る必要がある</u>とご指摘もいただいた。</p>	<p>・地域住民の理解を求めるためには、地域経済への効果も重要な説明事項であり、説明会の説明内容等に位置付けるといったことについて、検討していくこととしてはどうか。</p>
	<p>・説明会や合意形成の在り方については、<u>形骸化しないという仕組みが必要だと、特に情報の透明性が重要</u>。</p>	<p>・透明性確保のため、事業の進捗状況等を確認できるデータベースなどの整備を検討してはどうか。</p>
	<p>・<u>事業を小分け、分割などの脱法的な行為を防ぐ工夫も必要</u>。</p>	<p>・分割案件については、再エネ特措法及び電気事業法での対応も参考とし、意図的な分割は認めない方向で検討してはどうか。</p>
	<p>・市町村が上乗せすることを想定して、<u>最低限のラインとしての条例としていく市町村に工夫を付け加えていただくものもあっていいのではないかと</u>。また、促進の条件を明確にすることでメリハリをつけることも考えられる。</p>	<p>・地域の特性に応じて市町村が上乗せ等ができることや、地域の意見を反映しやすい仕組みを可能な限り導入していくこととしてはどうか。</p>
<p>・<u>市町村長が事業者と直接</u>、建設前及び運転中に条例の中で根拠を作った<u>意見を述べて</u>、それに対してきちんと事業者が対応・回答するというようなことが必要なのではないかと。そうすることで、<u>主観的な部分を含めて、地域の視点をどう事業者ときちんと伝えて反映していくのか</u>ということの最後の一つの根拠として機能するのではないかと。</p>	<p>・各事業段階において市町村長が情報を把握し、段階に応じて直接的又は間接的に意見を述べることもできる仕組みを検討してはどうか。</p>	

第2回専門委員会でのご意見等と対応の方向性（5）

ご発言委員	ご意見・ご質問等	対応の方向性（案）
鈴木委員 （後日別途ヒアリング）	・ <u>促進区域内で太陽光発電施設を設置する場合に手続き免除してよいか。</u> 優良事業者であれば、申請や届出の制度を設けても過度な負担にはならないのではないか。	・第2回専門委員会での議論のとおり、促進区域内事業については、対象から除外としない方向で検討してはどうか。なお、条例外でも施策やガイドラインの整備などにより促進区域の設定を支援及びインセンティブの付与を行ってきたい。
	・説明会で出された意見に対してどのような対応をしたかについても記載した方がよいのではないか。	・説明会で出された住民等からの意見への対応は合意形成に当たりかなり重要なポイントとなることから、意見と対応方針についてそれぞれを公表する手順を導入してはどうか。
	・イエローゾーン（土砂災害警戒区域）を特定区域から外したことについて、 <u>イエローゾーンの上流側が崩れたら問題がおこるので対象にすべきではないか。</u>	・土砂災害警戒区域については、その区域を規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律において、工作物の新築について許可を必要とした規定がないことから、本条例において特定区域（許可制）とすることとのバランスに難しさがある。一方、ご意見のとおり、災害を助長するおそれがないとは言いがたいため、特定区域外事業においても災害発生防止のために必要があると認めるときには、必要な措置を命じることができる規定を置くことを検討していくこととしてはどうか。
	・ <u>環境保全策の検討について、対象区域は他法令でカバーされていると思うが、その場合でもこの条例で環境保全策を検討させることはどういふことか。</u>	・太陽光発電施設の設置に伴う環境影響について懸念の声があることから、他法令で求める手続等とは別に、環境保全策の検討結果の公表や、住民意見の受付などにより、事業者と住民の相互理解を深め、本条例の目的である地域と調和した太陽光発電の推進が図れると考えます。
	・維持管理・廃棄についてFIT終了後が課題でもあるので、 <u>既存事業者も対象にすべきではないか。</u>	・既存事業についても適正な維持管理・廃棄は求められるべきであるが、条例施行前の事業への規制適用や、既存事業の把握方法といった視点からも適用の可否について検討を進めていきたい。
上原委員 （後日別途ヒアリング）	・景観については <u>主観が入ることから扱いが難しいという認識。</u>	・今までの議論のとおり、景観について定量的・定性的な基準を設けることは難しいため、事業者が景観保全のための方法を示し、それに対して住民が意見を言えるような仕組みとしてはどうか。
	・景観について、 <u>県がやるべきスケールのこと、市町村がやるべきスケールの整理が必要ではないか。</u> 県がやるべきこととしては、 <u>県の主要な観光地や風景などが、信州らしさなどが担保されるのか</u> ということではないか。	・県の定める景観条例での考え方、及び景観行政団体として市町村の考え方を参考にしながら検討すべき景観保全のための項目を整理してはどうか。
	・植栽するかどうかという問題もあるが、 <u>本来の景観の問題は、観光客など人の多く見るところのらしさや土地の使い方の話</u> である。よって、住民説明会という狭い範囲においては、聞いていなかったなどの問題も発生するため、 <u>景観シュミレーションの結果などを、その景観に関連する市町村が見ることができ意見を言えるような枠組みがあってもいいのではないか。</u>	・景観シュミレーションを含む景観への検討とその対応については公表することとし、市町村及び地域住民が意見を言える仕組みとしてはどうか。
	・ <u>その地域において景観として何が大事なのか</u> （例えば松本市で言えば松本城など） <u>を示せるようなことがあれば良い</u> のではないか。	・県条例で定める眺望点等を参考としながら、市町村の景観に対しての考え方を反映できるような、仕組みを検討していくこととしてはどうか。

令和4年第6回環境審議会【諮問】（R5.3.17）での主なご意見

ご意見	対応の方向性（案）
<p>・発電事業者が建設途中でいなくなってしまった話も聞いた。このような背景の中で、<u>できる限り早く条例ができればよい。</u></p> <p style="text-align: right;">【宮原委員】</p>	<p>・市町村からもできるだけ早期の条例制定を求められているが、専門委員会や市町村、県議会のご意見を踏まえ、検討を進めていきたい。</p>
<p>・<u>CO2の吸収源でもある森林の保全ということも踏まえて、しっかりと議論して欲しい。</u></p> <p style="text-align: right;">【梅崎会長】</p>	<p>・地域森林計画対象森林区域を許可の対象とし、森林の有する機能の保全の観点も本条例に反映できるよう検討を進めていきたい。</p>
<p>・法令遵守は当然だが、<u>事業者変更時のトレーサビリティも大切なのではないか。</u></p> <p style="text-align: right;">【梅崎会長】</p>	<p>・事業者変更の手続を求めていくとともに、事業をデータベース化、地域の住民が確認できる仕組みを導入してはどうか。</p>
<p>・県として太陽光発電を推奨していくのか、一定程度制限をしていくのか、そうした<u>方針について、分かりやすい示し方を示していただきたい。</u></p> <p style="text-align: right;">【伊藤委員】</p>	<p>・太陽光発電事業を促進していく前提の下、適正な事業の進め方や設備の設置方法等を示し、地域に調和した事業を促進していきたい。</p>
<p>・今後はFIP制度（フィード・イン・プレミアム）という方向に移行していくと思われる。そのような単語について説明していくのがいい。</p> <p style="text-align: right;">【打越委員】</p>	<p>・FIT制度の適用案件が減少する中で、今後見込まれる事業形態の在り方についても説明していきたい。</p>

令和5年第1回環境審議会【中間報告】（R5.6.1）での主なご意見

分類	ご意見	対応の方向性（案）
全体	<p>・この条例は何のために作るのか見えにくい。各地域でどのようなトラブルが起きているのか、具体的実効性があるのか等、もう少し議論する時間が必要なのではないか。（打越委員）</p> <p>・県として再生可能エネルギーの推進の考え、ゼロカーボンに向けての対策などをまとめていただき、前文で述べるというのが重要ではないか。（梅崎会長）</p>	<p>・本条例の位置づけや今後の太陽光発電事業の方向性を全体像として提示していきたい。</p> <p>・既設条例においても再エネ普及の考え方を示しているところであり、本条例に直接規定するか、又は条例には直接規定せず施策対応とするかは引き続き検討していきたい。</p>
対象事業	<p>・促進区域内事業については適切な取扱いがされるのか疑問よく議論して欲しい。</p> <p>・事業が分割される事例が見受けられることから、対応していただきたい。（中川委員）</p>	<p>・促進区域内事業については対象から除外としない方向で検討してはどうか。施策等で促進区域設定の支援を検討してはどうか。</p> <p>・意図的に分割を行う事業については申請・届出を認めない方向で対応してはどうか。</p>
安全確保措置、環境・景観の保全	<p>・森林開発を伴う太陽光発電が増えぬよう、毎年の森林の吸収の推移等の報告があればフィードバックが可能だと思う。（梅崎会長）</p>	<p>・ゼロカーボン施策の効果等については適時把握し、公開してもらいたい。</p>
維持管理・廃棄等	<p>・維持管理については既存事業も対象としていただきたい。（宮原委員）</p>	<p>・既存事業についても適正な維持管理・廃棄は求められるべきであるが、条例施行前の事業への規制適用や、既存事業の把握方法といった視点からも適用の可否について検討を進めていきたい。</p>
実効性の確保	<p>・不良施工があった場合にどう対応するのか、事業者名の公表や指導について実効性があるのか疑問。（中川委員）</p>	<p>・実効性が保たれるように、指導、助言、勧告、命令及び公開の方法を検討する方向でどうか。</p>
市町村条例との関係	<p>・市町村と連携していく進めていくといった文言を入れていただきたい。（宮原委員）</p>	<p>・市町村との連携は明記するとともに、本条例施行に関し、適切な支援を行うことを検討してはどうか。</p>
地域へのメリット	<p>・太陽光発電の推進については、野立てだけでなく屋根太陽光発電の推進が必要。この条例で屋根太陽光発電の推進について述べることはできないか。（辻委員）</p>	<p>・既設条例との関係等も踏まえる必要もあり、本条に直接規定するか、又は条例には直接規定せず施策対応とするかは引き続き検討してはどうか。</p> <p>・引き続き屋根太陽光発電についての施策の推進を加速していきたい。</p>

これまでの検討を踏まえた認識
(委員長意見)
【補足資料】

1 条例制定の趣旨について

条例制定の背景（第1回専門委員会資料より再掲）

- 2050ゼロカーボンに向け、再エネの更なる生産拡大が不可欠である中、野立て太陽光発電についても普及を図っていくためには、適正な事業の在り方に関する一定のルールが必要
- 再エネに関する単独条例を制定する市町村は一定数あるものの、規制の内容・レベルは多様であり、また、条例未制定の市町村もある中で、県が広域的なルールを定め、相互に補完していくことが必要。
- 今後、条例を含む法令遵守を前提としたFIT制度を利用しない再エネ導入の拡大が想定され、これらにも対応できる実効性のあるルールが必要。

課題と対応の方向性

状況	課題	条例に必要な視点
<p>○高い固定価格買取価格や送配電事業者の買取義務などの低い参入障壁により、個人を含む<u>投資的開発案件が増加</u></p> <p>○FIT認定取得後、部材等の価格低減まで事業着手しない、いわゆる<u>未稼働案件の増加（制度改正により失効制度が導入）</u></p> <p>○サプライチェーンによる要請などにより、<u>FIT制度に頼らない、需要家のコミットメント</u>が強いPPA事業等の増加が想定。</p> <p>○ソーラーカーポートでの設置や営農型太陽光発電等の<u>多種多様な形態での設置</u>も想定。</p>	<p>○発電事業の<u>権利が転売され、事業の責任の所在が不明瞭</u>となる場合が多数。</p> <p>○失効制度により、稼働を急ぐ事業者による<u>施工不良</u>や地域との<u>トラブルを抱えたままの強引な稼働</u>も目立つ。</p> <p>○全体的に太陽光発電の適地が減少する中において、ゼロカーボン達成のために<u>開発済用地等への導入の必要性あり</u>。</p>	<p>○適切な推進のために<u>安全であることの確認</u>や、<u>地域との共存、地域との合意形成を進める手続き</u>を求める必要性。</p> <p>○災害等の危険性や環境への影響がある地域から<u>適地への誘導を行う</u>必要性。</p> <p>○今後の新しい形態の太陽光発電について<u>適切に推進を図るため、ルールの構築と導入</u>を行う必要性。</p> <p>○需要家を含めた様々な発電主体が想定されることから、<u>発電施設の責任の所在の明確化</u>の必要性。</p>

2 太陽光発電事業のトラブル事例について

- 県内に地上設置型の太陽光発電事業に関する地域とのトラブル・懸念に関する報道件数は、この10年間で52件確認されている。(長野県調べ)
- その事業規模については、大小問わず、内容も様々である。

- ・対象期間2013年度～2022年度において、太陽光発電事業について住民や市町村などの間でトラブルや懸念の声が報じられているものをカウントした。
- ・なお、同一案件が複数回報道されている場合は、その報道回数に関わらず1件としている。

結果：県内でトラブル等が生じていると報道された太陽光発電施設の件数 **52件**

太陽光発電 トラブル事例報道件数（2013～2022年度）



年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	合計
件数	3	3	7	6	4	1	7	5	9	7	52

表：県内年度別地上設置型の太陽光発電トラブル等報道件数

- ※複数回報道されているものについては、一番古い期日の報道日としてカウントしている。
- ※既に懸念が解消され稼働しているもの、事業が取りやめになったものも含む。

3 地域と調和した太陽光発電の推進に関する全体像

- 目標達成のためには、2030年度に向けて現状から約60万kW程度の野立て太陽光発電事業の創出が必要
- 本条例による適正な設置のためのルールづくりとその他の太陽光発電普及施策によって、地域と調和し、経済循環に資する太陽光発電の推進を目指す。

【数値目標】長野県ゼロカーボン戦略・ロードマップ骨子

再生可能エネルギー生産量

現状

3.0万 TJ

(2021年度実績)

+1.1万 TJ 必要



2030年度目標

4.1万 TJ

うち ゼロカーボン達成のための野立て太陽光発電の必要量

現状

約102万 kW

(2021年度実績)

+約60万 kW 必要



2030年度目標

163万 kW

(約2,040 haの事業面積に相当)

(約3,300 haの事業面積に相当)

地域と調和した太陽光発電事業の推進のために必要と考えられる要素

- | | | | |
|----------|-------------------------|-------------|--------------------|
| ▶ 【安全】 | 事業による災害等を助長させることがないこと | ▶ 【地域貢献】 | 事業が地域にメリットをもたらすこと |
| ▶ 【環境保全】 | 事業は環境への影響が少ないこと | ▶ 【経済循環】 | 事業が地域の経済循環に資すること |
| ▶ 【景観】 | 事業は地域の景観と調和していること | ▶ 【地域参画】 | 地域事業者も参画した事業であること |
| ▶ 【合意形成】 | 地域と十分なコミュニケーションが取れていること | ▶ 【エネルギー自立】 | 災害時の活用などできる事業であること |

地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例（仮称） で対応

- ✓ 災害のおそれのある区域で事業の原則禁止（許可制）
- ✓ 環境保全策の検討
- ✓ 景観への配慮
- ✓ 説明会の義務付け、住民意見の反映

太陽光発電普及施策等で対応（検討）

- ✓ 地域メリットを促進区域設定により創出
- ✓ 促進区域へのインセンティブ付与（収益納付型補助金）
- ✓ ガイドライン・マニュアル・ツール等の環境整備
- ✓ エネルギー自立地域創出プロジェクトの推進 等

4 条例の位置づけについて

- 本条例案「地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例（仮称）」については、「環境基本条例」「脱炭素社会づくり条例」「地球温暖化対策条例」の理念・目的を受けて、地上設置型の太陽光発電施設と地域の調和を促進し、もって**持続可能な社会・脱炭素社会づくりに寄与すること**。

環境基本条例

環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

脱炭素社会づくり条例

この条例は、長野県環境基本条例の基本理念にのっとり、**地球温暖化対策**に関し、県、事業者、県民並びに滞在者及び旅行者の責務を明らかにするとともに、基本的な事項を定めることにより、令和32年度（2050年度）までに**持続可能な脱炭素社会を実現するための施策の推進を図り、もって県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。**

地球温暖化対策条例

この条例は、**持続可能な脱炭素社会づくり**に関し、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、施策の基本的事項を定め、地球規模の環境保全の視点から、**持続可能な脱炭素社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進**することにより、循環型かつ災害に強い強靱な社会の実現を図り、もって県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

【脱炭素社会づくり条例、地球温暖化対策条例の行動計画】

長野県ゼロカーボン戦略～第四次長野県地球温暖化対策防止県民計画～

基本
目標
数値
目標

社会変革、経済発展とともに
実現する**持続可能な脱炭素社会**づくり

二酸化炭素を含む**温室効果ガス正味排出量**を
2030年度 **6割減** 2050年度 **ゼロ** を目指す

- 再生可能エネルギー生産量
2030年度までに **2倍増**、2050年度までに **3倍増**
- 最終エネルギー消費量
2030年度までに **4割減**、2050年度までに **7割減**

長野県ゼロカーボン戦略
ロードマップ骨子

・野立て太陽光発電
163万kWの創出が必要

地域と調和した太陽光発電事業の推進に向けた条例（仮称）

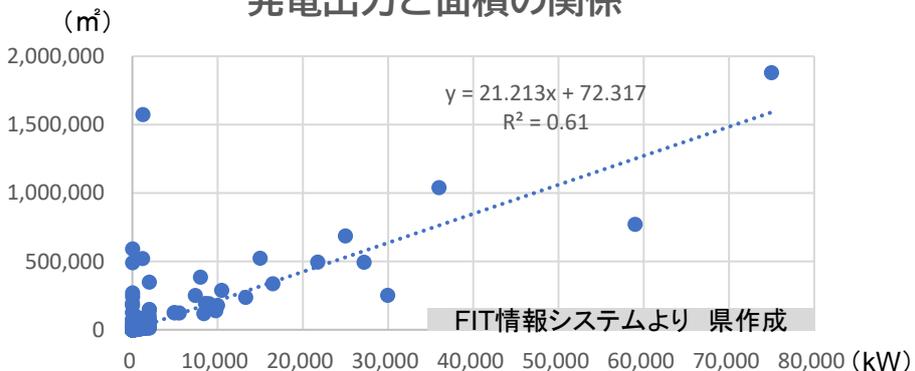
- ・太陽光発電事業と土地利用の面で補完
⇒ 適切な設置のためのルールを定めることで推進に寄与

太陽光発電普及施策等

- ・促進区域制度支援
- ・地域貢献事業の支援
- ・その他 支援システムの整備 など

- 条例の**対象事業は10kW以上の太陽光発電事業とする。**
- 環境への少ない屋根設置の**事業については本条例の対象外とする。**

発電出力と面積の関係



⇒ **1,000kW (1MW) 当たり約2ha**の事業面積に相当
 ・10kW ⇒ 0.02ha ⇒ 200㎡ ・50kW ⇒ 0.1ha ⇒ 1,000㎡

【各法令における対象規模の設定】

法令	区分
電気事業法	・10kW～50kWを 小規模事業用電気工作物 と分類
再エネ特措法 (FIT・FIP制度)	・10kWまでを住宅用の余剰売電を想定し買取価格を分類 ・10kW～50kWを 地域活用電源 として買取価格を分類 ・50kW以上を 競争電源 と位置づけ、市場への統合を目指す

【アセス法・条例との関係】

県のアセス条例ではゴルフ場、工業団地等と同じ面的開発事業と整理し、面積を対象事業の要件としている。(国よりも早期)

	アセス法		アセス条例	
	第1種事業	第2種事業	第1種事業	第2種事業
太陽電池(光)発電所	出力 4万kW 以上	出力 3万kW 以上	敷地面積 50ha以上	森林等区域等 敷地面積 20ha以上
(参考)水力発電所	出力 3万kW 以上	出力 2.25万kW 以上	出力 1.5万kW 以上	—
(参考)風力発電所	出力 5万kW 以上	出力 3.75万kW 以上	出力 0.5万kW 以上	—

・**発電設備の対象は、電気事業法やFIT・FIP制度に準じた取扱いとする必要があるため、発電出力 (kW) とする。**
 (例) 50kW以上：高圧区分、10kW以上：事業用

・**課題の生じている太陽光発電設備は規模によらない※ため、条例での対象事業を電気事業法等で事業用区分となる10kW以上とする。**

※第1回専門委員会での議論より

5-2 分割案件への対応について

- 太陽光発電設備を、手続きが必要な**対象規模未満へと意図的に分割する懸念**が生じている。
- 本条例において、再エネ特措法や電気事業法等の考え方を参考とし、**意図的に対象規模未満へと分割された案件についての申請・届出は認めない。**

【参考】各法令等における分割の考え方

再エネ特措法（FIT・FIP制度）

分割/重複の判断（2017年7月14日（2023年4月1日改定））再生可能エネルギー推進室再生可能エネルギー発電設備の設置場所について再生可能エネルギー発電設備の設置場所が同種の再生可能エネルギー発電設備の設置場所と接する場合（地権者が同一の一団の土地にある場合を含む）であって、かつ、以下の**いずれかが同一である場合は**、原則として施行規則第5条第1項第2号の「**一の場所**」に設置される分割案件として判断し、**不認定とする。**

①発電事業者

②**登記簿上の地権者**（その土地を所有・処分する権利を有する者をいい、申請日から原則1年以内において同じ者である場合も含む。）

※ただし、10kW以上50kW未満の低圧太陽光発電設備については、大規模設備を意図的に小規模設備に分割している事例が多く存在していることから、このような案件と判断した場合※¹は、登記簿上の地権者の確認を原則2014年度まで遡って確認を行い、地権者が同じ場合には分割と判断する。また、同じ地番に設置することは重複に該当するため原則認定はできない。

※¹ 低圧分割を行わなかった場合に適用される調達価格や保安上の義務から大きく逸脱する申請の場合、登記簿上の地権者の同一性の確認により厳格に行うこととする。

電気事業法

電気事業法施行規則における「一の需要場所」に係る規程（電気事業法施行規則第3条第2項）

2 前項の「一の需要場所」とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、前項第三号に掲げる需要に該当する場合にあっては、第一号から第三号までのいずれかに該当するものとする。

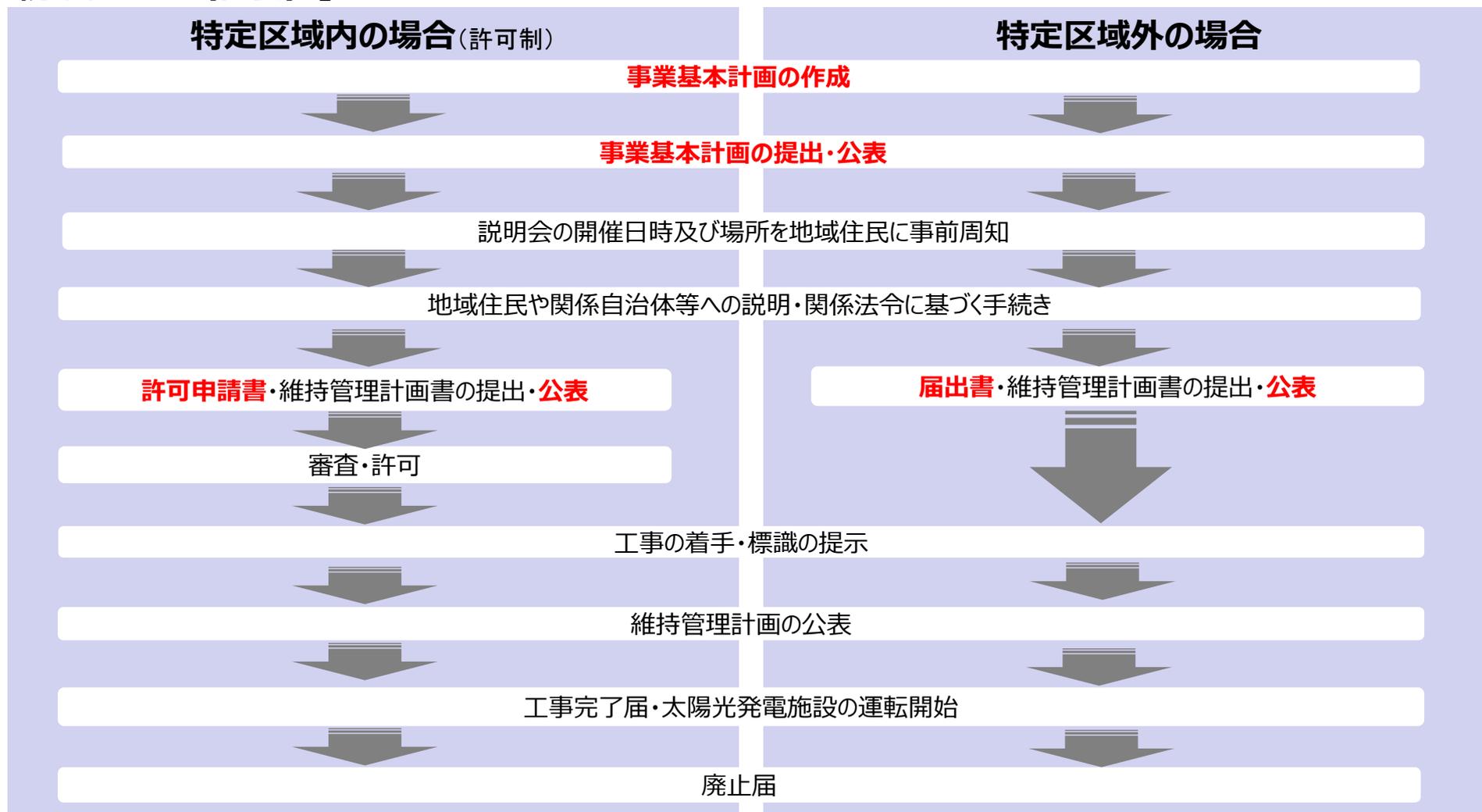
一 略

二 **柵、塀その他の客観的な遮断物によって明確に区画された一の構内**（ただし、特段の理由がないのに複数の発電等用電気工作物を隣接した構内に設置する場合を除く。） 以下略

2022年4月1日施行の電気事業法施行規則の改正により、「一の需要場所」の定義について、「ただし、特段の理由がないのに複数の発電設備を隣接した構内に設置する場合を除く。」が付け加えられることとなります。これにより、事実上、**同一の事業地における大規模な発電設備を意図的に小規模な発電設備に分割するような「分割案件」は、一般送配電事業者による接続検討や技術検討の際に厳正に審査され、該当する場合には、連系承諾に至らない場合が発生します。**（資源エネルギー庁 発電設備の分割対策に関するQ&Aより）

- 太陽光発電施設の設置は**原則届出制**とし、一定の安全性リスクを伴う**特定区域内事業は許可制**とする。
- 事業計画の申請・届出の前に、事業の基本的事項を記載した、**事業基本計画の作成・提出を義務付け、公表する。**
- 事業基本計画の提出後、許可申請書又は届出書の提出前に**説明会の開催を義務付ける。**

【手続のフロー（概要）】



7 地域住民等への説明（合意形成）について

- 地域住民等が把握しないまま事業が進められることがないよう、**事業者に対して**、申請書又は届出書の提出の前に、**事業計画の内容について住民等への説明を義務づける。**
- 可能な限り住民等の声に配慮した事業計画となるよう、**地域住民は、事業者に対して事業計画について変更を求められることができる。**
- **求めを受けた事業者は、誠実に対応するよう努め**なければならない。
- **市町村長は、事業者が講じようとする措置について、意見を述べる**ことができる。

項目	内容
目的	地域住民等が事業計画段階で適切に情報を把握し、また、地域住民等が意見を申し出て、事業者がそれに応えるための一定の手続きを設けることで、地域に調和した事業となることを目指す
時期	申請書又は届出書の提出前（事業着手前の一定の期間を確保） ※FIT認定の申請など、法律等で定める手続きとの関係も今後整理
説明内容	事業計画、環境・景観保全の内容、維持管理の方法、ほか住民等の求める情報 等
対象者	・事業区域が属する区域や事業区域に隣接する区域（自治会等の区域など）に居住する住民 等 ・事業区域が所在する市町村、事業区域に隣接する区域が所在する市町村
実施方法	原則として会場に対象者を集めて開催
説明記録	説明会の開催概要や説明内容、質疑応答等について、許可申請書や届出書に添付
責務	住民：事業計画の変更の求めに当たっては、理由を添えて申し出 事業者：住民等の理解が得られるよう、誠実に対応することに努める （要望に応えられない場合は理由を提示するなど）

- 現行の個別法令での対応を原則としつつ、**災害のリスクがある事業及び山林開発型事業への対応のため、各法令の技術基準を参考にしながら許可制によってその安全性等を担保**することとする。

特定区域	現状の対応	県条例における対応方針
地域森林計画対象森林 (森林法)	<ul style="list-style-type: none"> ・0.5ha未満の開発について事前届出(伐採届)が必要 ・0.5ha以上の開発について森林法に基づく許可基準に従い、林地開発許可が必要 	各法令の技術基準やガイドライン等を参考に、 土砂災害等の発生のおそれがないよう許可基準を整備 する。 【参考とする技術基準、ガイドラインの例】 <ul style="list-style-type: none"> ・林地開発許可の基準 ・砂防三法許可の基準 ・建築基準法・長野県建築基準条例 ・電気事業法発電用太陽電池発電に関する技術基準 ・地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン (NEDO) 等
砂防指定地 (砂防法)		
地すべり防止区域 (地すべり等防止法)	<ul style="list-style-type: none"> ・区域内で開発をする場合には左記の法令における許可基準に従い、許可が必要 	
急傾斜地崩壊危険区域 (急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律)		
土砂災害特別警戒区域 (土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)	<ul style="list-style-type: none"> ・許可等不要 (太陽光発電施設は建築基準法における建築物に該当しないため) 	
上記全ての区域	<ul style="list-style-type: none"> ・電気事業法に基づく技術基準に適合した発電設備の構造にしなければならない。(規模に応じて届出が必要) 	

8-2 安全確保措置について - 斜度30度以上の箇所への設置 -

第2回専門委員会資料 再掲

- **斜度30度以上の箇所においては、災害を助長しないよう、安全性を満たさない設備については設置を禁止とする。**
- **斜度30度未満の場合についても災害を助長するおそれがある場合は、必要に応じて発電設備を設置しないことを求める。**

【斜度30度箇所の法令等での取扱い】

法令	取扱い
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域として、 傾斜度が30度以上の高さ5m以上の土地のうち 、がけ崩れにより、危害が生じるおそれのある家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても、官公署、学校、病院等に危害が生じるおそれのあるものを指定。この区域内では 太陽光発電設備を含む工作物の新築が制限される。
土砂災害特別警戒区域 (急傾斜地の崩壊)	土砂災害特別警戒区域として、 傾斜度が30度以上の高さが5m以上の土地のうち 、がけ崩れにより、人家、官公署、学校、病院、旅館等に危害が生ずるおそれがある区域、又は今後新規の住宅立地が見込まれる区域などを指定。 太陽光発電に関する規制はなし。
森林法 (林地開発許可基準)	林地開発許可の基準として 傾斜度30度以上の場合 に擁壁又は排水施設等の 防災施設を確実に設置 することを求めている。

【傾斜度と災害の発生との関係】

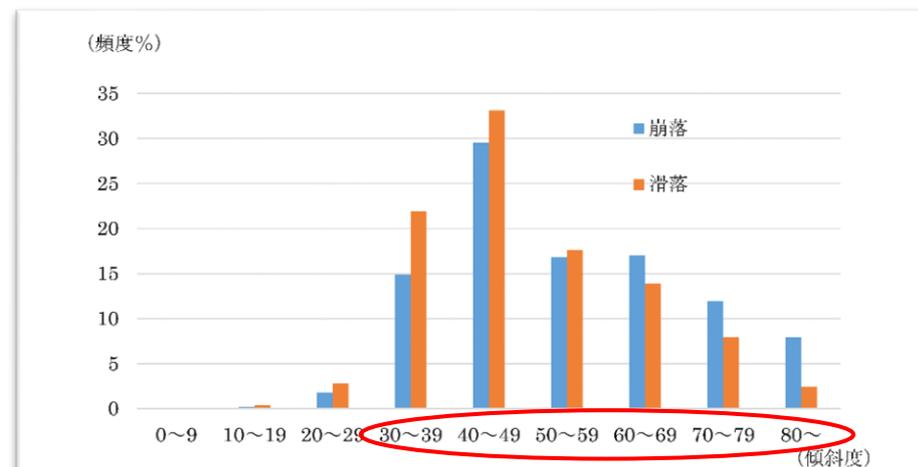


図9 傾斜度と災害の発生との関係

出典：国土交通省国土技術政策総合研究所「がけ崩れの実態」（平成21年3月国土技術政策総合研究所資料）

(<http://www.nilim.go.jp/lab/bcg/siryou/tnn/tnn0530pdf/ks0530.pdf>)

林野庁 令和元年9月 太陽光発電に係る林地開発許可基準の在り方に関する検討報告書

特定区域内の斜度30度以上の箇所で実施する事業

- ・災害を助長しないよう**安全性を満たさない設備については設置を禁止する。**
⇒【許可制】とし、各法令での取扱いを参考に許可基準を整理

それ以外の災害を助長するおそれのある事業

- ・斜度30度以上の箇所については**発電設備を設置しないことを求める。**
- ・斜度30度未満の箇所においても、**災害を助長するおそれがある場合は、発電設備を設置しないことを求める。**

8-3 安全確保措置について -その他災害の助長がある場合-

- 特定区域外や斜度30度未満の箇所においても、**災害を助長するおそれ及び地域住民に災害の不安がある場合が想定**される。
- 特定区域以外の**防災関係箇所への設置や地域住民からの不安等を確認**した場合には、専門家への意見を聴取などを行い、**必要に応じて安全確保措置の実施の命令を行うことができる**こととする。

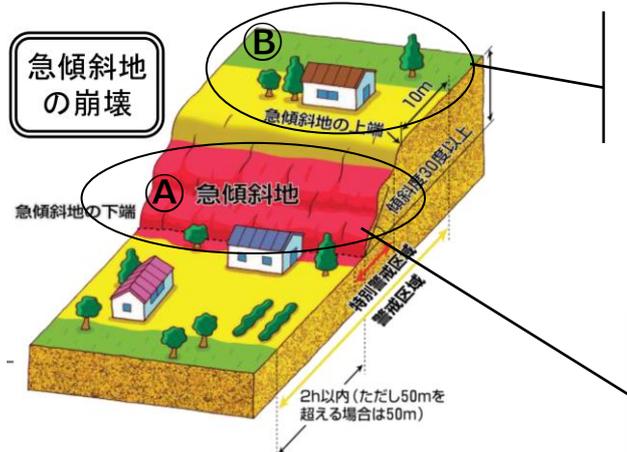
その他災害の助長があると想定される例

※なお、いずれの区域も法令等による太陽光発電設備の設置に関する規制はないことから、本条例の特定区域（許可制）に含めることはしない。

● 特定区域以外の防災関係箇所への設置

区域名	内容	
土砂災害警戒区域 (土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)	急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域	
山地災害危険地 (S53. 7. 17付け林野庁長官通達)	山腹崩壊危険地区	山腹崩壊（落石を含む）が発生し直接的に保全対象に影響を及ぼすおそれがある地区
	崩壊土砂流出危険地区	山腹崩壊や地すべりによって発生した土砂または火山噴火物が土石流となって流下し、保全対象に影響を及ぼすおそれがある地区
	地すべり危険地区	地すべりによって保全対象に影響を及ぼすおそれがある地区

● 特定区域等への影響が想定される場所への設置など



Ⓑ この区域については、特定区域に該当しないが、当区域に設置することで、**崖下への雨水流出量の増加などにより、災害の助長が無いとは言い切れない。**

なお、このような状況は**一定の基準による判断が困難**であり、地域特性・状況により異なるので、本条例においては、懸念が生じた場合には、専門家の意見を聴取するなどを行い、必要に応じて**適切な安全確保措置が実施できる**よう規定する。

Ⓐ この区域については、土砂災害特別警戒区域に該当することから、条例における特定区域であり許可制によって安全確保を担保する。

- 事業者は、環境保全策の検討を義務付ける区域内で50kW以上の事業を行う場合は、事前に環境保全策の要否等について検討を行い、その結果を公表、地域住民に説明する。
- 地域住民の意見を受けて、必要に応じて環境保全策を見直し、県に申請書等を提出。

◇対象とする区域

・環境保全策の検討を義務付ける区域は、次のような区域を想定

- 
- ▶水道水源保全地区 ▶水資源保全地域 ▶国立公園、国定公園、県立自然公園 ▶自然環境保全地域
 - ▶鳥獣保護区 ▶希少野生動植物生息地保護区 ▶郷土環境保全地域 ▶国有林、地域森林計画対象森林

◇検討対象項目は事業内容に応じて選定 ※

・検討の対象項目は、事業計画や**事業予定地及びその周辺**の状況に応じて選定

- 
- 案：水道水源保全地区内、水資源保全地区内で事業を行う場合 ⇒ **水環境**を選定
 - 自然環境保全地域内で事業を行う場合 ⇒ **動植物**を選定

◇事業による影響を踏まえて、環境保全策を検討 ※

- 
- ・文献収集や聞き取り等により対象項目ごとに影響を想定
 - ・事業による影響を**回避・低減する必要がある場合は**、併せて環境保全策を検討（事業者の負担を考慮し、実行可能な範囲で環境保全策を検討する）

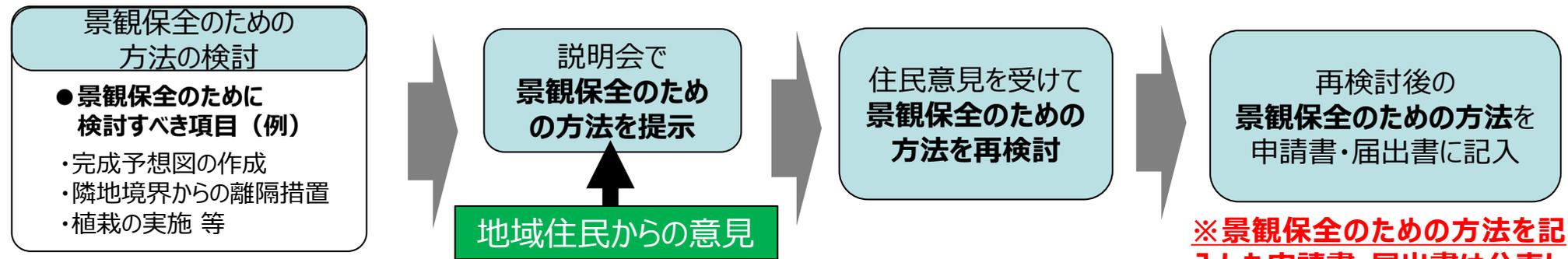
◇周辺住民の意見を反映

- ・事業者は、環境保全策の内容を**事業計画案**に記載し、周辺住民に説明
⇒ 周辺住民の意見を受けて、事業計画や環境保全策を見直し、**事業計画**で提出

※ 対象項目の考え方や検討の手法については、ガイドラインなどで示す

- 事業者が、景観保全のための措置について**検討することを義務付け**。
 - 事業者は、説明会において**景観保全のために検討すべき項目**について、**地域住民に対して対応方法を提示**。
 - 地域住民は、事業者に対して**景観保全のための意見を述べる**ことができる。
 - 事業者は**当該項目に該当する意見について**、方法の再検討を含め、誠実に対応するよう努めなければならない。
- ※ 長野県景観条例の基準等を参考に、事業者が**検討すべき景観保全の項目を整理**

【景観保全のためのプロセス】



【景観保全のために検討すべき項目のイメージ】

長野県景観条例における基準や設置にあたっての配慮事項を参考に（整合性を確保）**検討すべき項目を整理**

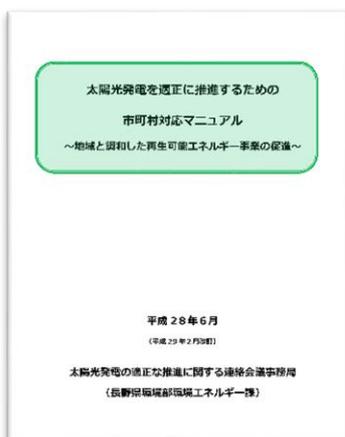
項目		検討すべき景観保全のための項目（例） （長野県景観条例 太陽光発電施設の設置にあたっての配慮事項より）
太陽電池モジュール	全体	・公共的な眺望点からの景観への影響に特に留意し、 必要に応じて完成予想図の作成（シミュレーション）等の実施 。
	配置	・敷地が 主要な道路や住宅の敷地等に隣接する場合は、太陽電池モジュールを境界から一定距離後退する 。
付帯設備		・ 電柱電線類については、極端に増加させないよう、低減に努める 。
その他		・施設の規模が大きく 主要な道路や住宅地に反射光の影響が懸念される場合は、配置や向き、傾斜の角度、材料、植栽等の遮へい措置について検討する 。

10 市町村への技術的助言について

- 本条例においては、**市町村が**地域状況の把握などの観点から**重要な役割を担う**。
- 一方で、防災、景観その他事項についての**技術的視点が必要**であることから、**県による技術的助言として、市町村向けのガイドライン等の作成を検討する**。

現在の取組み

太陽光発電を適正に推進するための市町村対応マニュアル ～地域と調和した再生可能エネルギー事業の促進



マニュアル策定の背景（一部抜粋）

平成28年6月公表（平成29年2月一部改正）

太陽光発電については、全体の98.7%を占め、県内の再生可能エネルギーの推進を牽引している一方、**地域住民の景観や防災、環境影響への懸念、さらには開発事業者による地域との調整不足等もあり県下各地でトラブルが発生しています**。

市町村及び県では、これまで地域が取組む再生可能エネルギー事業に対して各種支援を実施してきましたが、再生可能エネルギーであっても、**自然環境に大きな負荷を与えるものであったり、防災上懸念を生じさせるものであってはなりません。また開発事業者が市町村や地域に対して丁寧に説明を行い、地域住民の理解の下に事業を進めることが重要です**。

市町村マニュアルの内容

- ・地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー事業の促進に関する条例モデル（案）
- ・太陽光発電事業に関する協定書（案）
- ・対応フローチャート ・独自の収集方法とその後の対応
- ・チェックリスト
 - ◆長野県景観条例の適用基準
 - ◆太陽光発電設備の景観面におけるチェックリスト
 - ◆景観法等による太陽光発電設備の取扱いについて
 - ◆地域との合意形成における留意事項
 - ◆流域開発に伴う防災調整地等技術基準
 - ◆土砂災害に関する確認事項
 - ◆伐採届による森林の開発（1 haを超えない森林の開発）に関するフローチャート
 - ◆長野県自然環境保全条例取扱要領における大規模開発行為の具体的基準

・現在の「市町村対応マニュアル」を参考としながら、市町村向け技術的資料の作成を検討する。

11 法令遵守について

■ 関係法令のほか県条例・市町村条例に一定の違反が認められる事業者について、欠格要件といった形で一定の期間、事業を許可しない手法の導入について検討

- 〔 ・ 再生可能エネルギー事業に関する法令、 ・ 県と趣旨・目的を同じくする市町村条例 〕
- 〔 ・ 新たに導入する今回の県の条例 〕

◇欠格要件の趣旨は、申請者の適性について、**例規に従い適正な業の遂行を期待し得ない者を類型化し排除**すること。再生可能エネルギー事業に関する法令や、県条例と趣旨・目的を同じくする市町村条例の規定に違反して刑事罰に処せられた者や処分を受けた者については、県条例に従って適正な太陽光発電施設の設置を期待することは困難

◇なお、他法令や他県条例を勘案すると、**違反してから2年を超えた期間を欠格とするのは比例原則に反する恐れ。**

⇒**関係法令や、県条例と趣旨・目的を同じくする市町村条例の規定に違反してから一定の期間（例えば2年間）は欠格事由に該当する事業者として、申請を不許可とするといった方法を検討。**

（※届出の扱いについては引き続き検討）

■ 長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例

第13条（許可の基準等）

知事は、**第8条の許可**の申請があった場合において、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ同条の許可をしてはならない。
オ 土砂等の盛土等の施工に関し**不正な行為をするおそれがあると認められるに足りる相当の理由がある者**として規則で定めるもの

第8条 土砂等の盛土等を行おうとする者は、盛土等区域ごとに、知事の許可を受けなければならない。

■ 長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例施行規則

第7条（不正な行為をするおそれがあると認められるに足りる相当の理由があるもの）

条例第13条第1号のオの規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 森林法、地すべり等防止法、宅地造成等規制法、都市計画法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、長野県砂防指定地管理条例、この条例又は**市町村が定めた土砂等の盛土等の規制に関する条例の規定に違反して罰金以上の刑に処せられたもの。**

(2) 略

(3) 県の区域において、条例第8条の許可の**申請前3年間**に次に掲げる処分を受けた者（当該処分による義務を履行した者を除く。）

ア ～キ 略

ク **市町村が定めた土砂等の盛土等の規制に関する条例の規定に基づく処分**

12 維持管理・廃棄等について

- 災害の発生を防止し、周辺環境の保全に支障が生じぬよう太陽光発電事業を長期間、安定的に運営するためには、施設等について常時安全かつ良好な状態を維持することが必要。

このため、県が定める維持管理基準に従い適切な維持管理を義務づける。

(既存事業者も対象とするかは執行体制も含め要検討)

- 事業終了に伴い撤去する太陽光パネル等についてのリユース・リサイクルや廃棄処分行うことを求める。

項目	イメージ
維持管理基準の設定	県は、太陽光発電施設等の適正な維持管理を実施するための基準を設定
維持管理計画の作成	事業者は、基準に従い維持管理計画を作成
維持管理計画の公表	事業者は、作成した維持管理計画を公表（例えばインターネット利用による方法）
事故等発生時の対応及び報告	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者は、維持管理計画に従い実施した維持管理の結果を記録・一定期間保存 ・事業者は、事故等が生じたときは対応措置を県に速やかに報告
リユース・廃棄処分	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者は、使用した土地について安全対策、原状回復等を実施 ・発電施設の撤去は国が定める指針に基づき適切に処分

13-1 実効性の確保（手続、罰則等）

■ 事業者に課す条例上の義務については、勧告、命令、事業者名の公表、罰則によってその実効性を担保する。

◇ 他県の条例においても罰則（＝過料）を設けているのが通例。

太陽光発電施設の設置には、関係法令の遵守が必要。違反した場合の刑事罰は関係法令で設けられている。

◇ 事業者名の公表による企業イメージの悪化を恐れて義務の履行が期待される。（実際に倒産の事例もあり）

⇒ 義務の内容・性質に応じ、実効性が担保される手段を定める取扱いとする。

	罰則の内容	違反対象者	摘要
山梨県	5万円以下の 過料	①設置許可又は変更許可を受けないで太陽光発電施設を設置した者等 ②設置届出又は届出内容の変更をしないで太陽光発電施設を設置した者 ③報告、資料の提出に応じない者等 ④立入検査に応じない者等 ⑤発電出力10kW以上の既存施設に係る変更許可を受けないで設置した者等 ⑥発電出力10kW以上の既存施設に係る設置届出又は届出内容の変更をしないで設置した者等	
宮城県		①、②又は④ ⑦事業計画の届出をしないで、又は虚偽の届出をして太陽光発電施設を設置した者	
奈良県		① ⑧大規模太陽光発電施設の設置、設置規制区域の設置若しくは変更許可を受けないで設置した者に対する勧告→勧告に従わない命令違反 ⑨許可取消されたけど工事を中止しないなど勧告→命令違反 ⑩不正により許可を受けた者	
兵庫県	5万円以下の 罰金	⑦ ⑪工事完了後に太陽光発電施設を増設しようとする場合の届出又は変更届をしていない者、虚偽の届出をした者 ⑫説明会記録に虚偽記載をして提出した者	風力発電施設も対象

※和歌山県、岡山県及び山形県については、罰則規定なし。

13-2 実効性の確保（事業の透明性）

- 太陽光発電設備の設置にあたっては、どこで誰が事業を行い、現在どのような状況であるのかの**透明性の確保が重要**
- 県内の**太陽光発電の事業計画や事業進捗状況が分かるデータベース、GIS等などの作成やこれまでのデータベースと合わせて公表する仕組みなど**を検討する。

【参考】信州の屋根ソーラーポテンシャルマップ
 ・建物の屋根ごとに、年間の日射量を計算して、太陽光発電や太陽熱利用の適合度をWEB上で表示するシステム



【参考】信州くらしのマップ
 ・長野県統合型地理情報システムであり、各種法令等の区域などの土地情報の確認が可能



R5.5.30 経済産業省 第8回再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会 資料

（参考）環境アセスメントデータベース（EADAS）

- ・ **EADASをプラットフォームとして、新たに山地災害危険地区、保安林（民有林）等の情報の新規整備や更新を行い、地域の自然的社会的状況に関する情報の充実を行った。**
- ・ **EADASと再エネ特措法認定システムとのテスト連携を行った。** 現在、当該システムにおいてEADASから得た地理情報の公開に向けて準備中。今後、**再エネ特措法の申請時などにも使えるように連携強化**を行っていく。



【資料記載抜粋】
 ・EADASと再エネ特措法認定システムとのテスト連携を行った。また自治体連携システムでのEADASから得た地理情報の公開を行った。
 ・今後、公開する**地図情報の更なる追加**を行うことや、**既認定事業の設置場所と地図情報の重ね合わせによって、危険箇所等に設置されている事業の抽出を機械的**に行い、**既認定事業の設置場所の安全性等について分析**できる環境を整備する。
 ⇒ **なお、国の取組みも引き続き注視していく**

■ 県条例と趣旨・目的を同じくする市町村条例の規定については、県条例の適用を除外する又は一部除外することができる規定を設ける。

◇ 県条例と市町村条例の規定の趣旨・目的が重複する場合、住民に二重の負担を強いることになる。

◇ 県条例は全県を対象とするものである一方、各市町村が地域的な特性を勘案し、県条例と趣旨・目的を同じくする条例を制定している場合には、市町村条例の方がより地域の事情に即した内容であると考えられる。

⇒ 適用除外規定を設けても、県条例の目的を達成できる場合には、県条例の規定を適用しない取扱いとする。

【参考】他県の状況

山梨県	宮城県	岡山県	和歌山県	山形県	兵庫県	奈良県
知事が、市町村が実施した県条例の目的の全部又は一部を達成することができる <u>と認めるときは</u> 、市町村の区域においてこの条例の全部又は一部の規定を適用しないことができる。	市町村の条例の規定による <u>手続等により、この条例の規定による手続等と同等以上の効果がある期待できると知事が認めるときは</u> 、市町村の区域の全部又は一部の区域における手続等については、この条例を適用しない。	県条例の規定による許可、届出その他の手続等と同等以上の効果が期待できる <u>内容を規定する条例を有するときは</u> 、この条例を適用しない。	なし。	地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和を確保するための措置の適切な実施が確保されるときは、条例の一部の規定を適用しない。	太陽光発電施設等の設置に係る届出等に関して必要な事項を定め、良好な環境及び安全な住民生活を確保することを目的とする条例を制定している市町村の区域におけるこの条例の規定は適用しない。	知事は、市町村条例による施策等により県条例の目的の全部又は一部を達成することができる <u>と認めるときは</u> 、この条例の全部又は一部の規定を適用しないことができる。

15 促進区域制度について

- 促進区域内認定事業については、地域との合意形成に関して、その手続きにより担保ができないため、**対象事業から除外としない方向で検討**する。
- 一方で、地域と調和し、地域経済循環にも資する太陽光発電事業の推進のために、**市町村が促進区域を適切に設定**できるよう、**支援に努める**。

促進区域制度について

- 地球温暖化対策推進法の改正（令和4年4月1日施行）により、**市町村**に対し、**実行計画**において、**再エネ利用促進等の施策や実施目標**と共に、**地域脱炭素化促進事業***の対象区域である「**促進区域**」の設定を**努力義務化**

※再エネ施設の整備と脱炭素化のための取組を一体的に行う事業で、地域の環境保全や経済社会の持続的発展に資する取組を併せて行うもの

※市町村は、事業者からの申請を受け、事業の内容が市町村の実行計画等に適合する場合に認定（許認可のワンストップ化等の特例対象となる）

促進区域設定のメリット

地域環境・地域資源の保全

- ▶ 環境・景観・防災等に配慮した立地を誘導
市町村は「**地域の環境保全のための取組み**」を
求めることができる。

再エネの地域貢献

- ▶ 事業者に地域貢献を求めることが可能
市町村は「**地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組**」を
求めることができる。

地元関係者との合意形成

- ▶ 区域設定時から合意形成の取組を促進
地方公共団体実行計画協議会が組織されている場合には**協議会へ協議する**。

※促進区域制度が定められる地球温暖化対策推進法において

- ・地方公共団体は、地域公共団体実行計画を策定しようとするとき（促進区域の設定の含む）は、**あらかじめ、住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする**（第21条第10項）とされている。

一方で、**その意見を反映するための方法などについて、具体的な取り決めはなく**、市町村の判断により促進区域の設定や事業認定ができてしまうことから、**促進区域であることをもって地域の合意形成が担保されていると言い切ることはできない**。

促進区域設定支援（県によるインセンティブ付与）

● 促進区域内太陽光発電事業への財政支援（再生可能エネルギー普及総合支援事業）

《概要》

促進区域内で市町村の認定を受けて行う太陽光発電事業に対して収益納付型補助金により設備導入を支援（補助率4/10）

16 市町村との役割分担について

- 地域に調和した太陽光発電事業を推進するためには、地域を熟知した市町村との連携が必要。
- もっぱら売電目的の事業や、安全基準や環境保全の審査を要する技術的・専門性の高い事業については県が、自家消費目的の事業や小規模事業については市町村が、それぞれ事務を処理。（事務処理特例条例で委任）

◇ 特定区域内における事業・50kW以上の事業 ⇒ 県

◇ 50kW未満で特定区域外で実施する事業 ⇒ 市町村

※50kW未満：FIT制度上、地域活用要件があることに加え、自家消費目的が多数。
電気事業法においても低圧案件として区分。

【参考】長野県内のFIT認定件数

2023.3末時点現在 FIT事業計画認定情報公表用ウェブサイトより 県作成

年度	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	合計
20kW以上～ 50kW未満	1,338	3,360	2,276	879	1,311	227	1,848	1,114	89	99	50	12,591
50kW以上～ 500kW未満	214	244	168	60	85	17	84	79	41	60	33	1,085
500kW以上～ 1,000kW未満	46	48	29	7	15	2	17	0	2	0	3	169
1,000kW以上～ 2,000kW未満	37	39	33	11	11	6	18	3	1	1	3	163
2,000kW以上	6	10	3	0	2	0	0	0	0	0	0	21
合計	1,641	3,701	2,509	957	1,424	252	1,967	1,196	133	160	89	※ 14,029

うち稼働数は11,118

条例の制定の経過・検討スケジュール

時 期	開催行事等	内容等
R5.3.17	長野県環境審議会・諮問	
3.30	第1回専門委員会	現状と課題、条例の方向性について
4.17	市町村へ意見照会（～4.26）	第1回専門委員会検討内容
4.20 4.25	県市長会総会 県町村会政務調査会合同部会	同上
5.23	第2回専門委員会	第1回委員会・市町村意見を踏まえた 条例の枠組みについて
5.25	県と市町村との協議の場	第2回専門委員会検討内容
6.1	長野県環境審議会・中間報告	同上
6.20	第3回専門委員会	これまでの検討を踏まえた認識 （委員長意見）について
	パブリックコメント（説明会も開催）	
7月中旬	第4回専門委員会	パブリックコメント結果、審議会報告案
7月下旬	長野県環境審議会報告・答申	

【参考資料】

経過

令和5年2月15日 令和5年2月県議会定例会における知事議案説明要旨（抄）

地上設置型の太陽光発電に関しては、防災面や景観面での配慮が必要であることから、設備の設置に当たって許可又は届出を必要とする条例の制定を現在検討しております。環境審議会や市町村の意見を踏まえて成案を取りまとめ、9月県議会への条例案提出を目指して取り組んでまいります。

次期総合5か年計画「しあわせ信州創造プラン3.0～大変革への挑戦「ゆたかな社会」を実現するために～」（令和5年3月10日議決）

第4編 第2章 施策の総合的展開 > 1 持続可能で安定した暮らしを守る

> 1-1 地球環境を保全する > ① 持続可能な脱炭素社会の創出

> ◆ 再生可能エネルギーの普及拡大（施策の展開）

○ **野立て太陽光発電の事業の適正化のため、条例制定を検討するとともに、市町村が行う地球温暖化対策推進法に基づく促進区域の設定促進などにより、地域と調和した優良事業を重点的に支援**

【参考】 県条例制定に対する要望

■ 令和4年9月15日 長野県市長会からの知事要望

太陽光発電設備の設置について、農地など法令による手続きが必要な土地以外は、届け出等の必要がないため、**近隣住民等への事前説明や合意形成がなく、景観悪化や災害対策などから住民が反対する事例があり、今後も同様の事例が増えることが予想されることから、太陽光発電設備の設置に係る事前説明・許可制・住民合意・地元との協定など、営業権・財産権などの私権にも対応した法令・例規の制定を要望します。**

■ 令和4年8月10日 長野県市議会議長会から長野県議会あて陳情

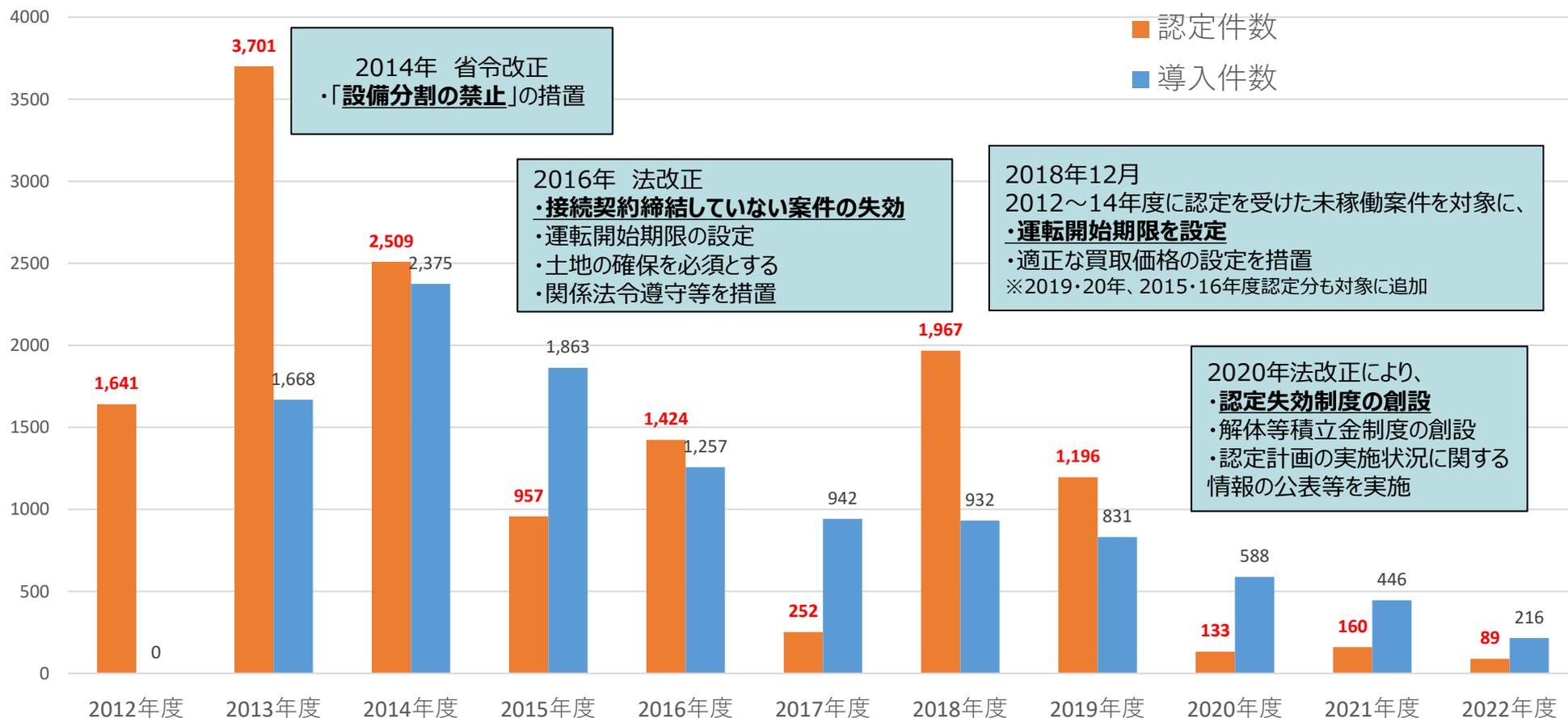
次の項目について、県に陳情するとともに、県は国に対し強く働きかけることを陳情します。

- 1 太陽光発電施設について、**適正な設置がされるよう、立地の規制等に係る法整備など**、必要な措置を行うこと。
- 2 再エネ特措法に基づく事業計画の認定に当たり、**一定規模以上の案件については地域住民への事前説明を義務付けるなど、地域住民との関係構築のために必要な取組**を行うこと。
- 3 **斜面設置に係る安全性を確保**するため必要な設計や施工管理に係る基準を早急に整備すること。
- 4 再エネ特措法に基づき認定された事業が未着工の場合、認定後に関係市町村が制定した条例等の遵守を義務付けるなど、認定審査基準により改めて認定すること。
- 5 事業を開始した施設で安全性に課題のある事業についても、関係市町村長の意見を聞き、国が責任を持って確認し、対応すること。
- 6 太陽光発電**事業の終了後など、撤去・処分が適切に行われる**よう、廃棄費用確保の仕組の整備や、リサイクルの仕組の確立に向けた取組を進めること。

【参考】 県条例・基準等の見直しの経過

年度	条例・基準	見直しの内容
H27	長野県立自然公園条例施行規則	・県立自然公園普通地域における届出を要する工作物に太陽光発電施設を追加
	流域開発に伴う防災調整池等技術基準	・10ha以上の開発行為に対し、対象となる降雨確率を「30年に一度」から「50年に一度」に引き上げ
	長野県環境影響評価条例	・太陽光発電所を対象事業化（第1種事業：敷地面積が50ha以上、第2種事業：森林の区域等における敷地面積が20ha以上）
	林地開発許可事務取扱要領	・地元説明会の対象範囲を明確化 ・説明結果概要書の提出を規定 ・学識経験者への意見聴取を規定 ・大規模開発の対象面積を10ha以上に強化
H28	長野県景観規則	・県景観計画の区域における工作物の建築等に係る届出対象に太陽光発電施設を追加すると共に、対象基準を強化
R1		・太陽光発電施設（1000m ² 超）の届出内容に、眺望点からの完成予想図や住民説明の状況報告等を追加
R2	林地開発許可制度 太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為の許可基準等の運用及び指導指針	・事業終了後の原状回復の措置についての指導 ・自然斜面30度以上の場合の防災施設等の設置 ・排水施設の流出係数の規定と柵工等の適切な措置 ・残置森林について森林率として25%以上を規定 ・住民説明会や景観についての配慮事項を規定
R4	地球温暖化対策推進法に基づく促進区域設定に関する県基準 (野立て太陽光に関する基準)	・促進区域から、砂防指定地・地すべり防止区域・急傾斜地崩壊危険区域・土砂災害特別警戒区域、保安林、地域森林計画対象森林を除外 ・考慮すべき事項として、斜度30度以上の斜面への設備をしないこと、住宅地等からの離隔又は植栽を施すことを規定

20kW以上 FIT年度別導入件数状況（R4.3末時点）



一部引用：経産省 R4.4.21 第1回再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会資料

・FIT制度創設以降、太陽光発電の導入は大きく増えたが、度重なる制度改正（規律強化）により、**導入量は年々減少している。**

【参考】地球温暖化対策推進法に定める促進区域の設定に関する基準について（抜粋）

■ 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域

市町村は以下の区域を含む区域を促進区域に設定することはできない

- | | | | |
|--------|--|----------------------------|--|
| 水
源 | <ul style="list-style-type: none"> ・水道水源保全地区（長野県水環境保全条例） ・水資源保全地域（長野県豊かな水資源の保全に関する条例） | 自
然
地 | <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境保全地域 特別地区（長野県自然環境保全条例） ・第1種、第2種、第3種特別地域（自然公園法・長野県立自然公園条例） ・県指定鳥獣保護区の特別保護地区（鳥獣保護管理法） ・希少野生動植物生息地保護区（長野県希少野生動植物保護条例） |
| 防
災 | <ul style="list-style-type: none"> ・砂防指定地（砂防法） ・地すべり防止区域（地すべり等防止法） ・急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律） ・土砂災害特別警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律） ・山地災害危険地区（林野長官通達） ・土砂災害危険箇所（国土交通省通達） ・河川区域（河川法） | 森
林 | <ul style="list-style-type: none"> ・保安林、地域森林計画対象森林（森林法） ・森林整備保全重点地域（長野県ふるさと森林づくり条例） |
| 農
地 | <ul style="list-style-type: none"> ・農用地区域内農地（農業振興地域の整備に関する法律） ・甲種農地、第1種農地（農地法） | 景
観
・
文
化
財 | <ul style="list-style-type: none"> ・風致地区（都市計画法） ・歴史的風致維持向上計画で定める重点区域（歴史まちづくり法） ・伝統的建造物群保存地区（文化財保護法） |
| | | そ
の
他 | <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備の設置が禁止されている区域（法律、法律に基づく命令（告示含む）、条例又は地方公共団体の執行上の規則（規程を含む）） |

※上記の他、国の省令により、自然環境保全地域や特別保護区等は除外。

※上記の区域の他、「配慮が必要な区域」を設定。

■ 考慮すべき事項に関する基準

市町村は、基準の基本的な考え方に従い、促進区域の設定及び地域脱炭素化促進事業の認定等に当たり、次の事項への考慮が必要

- ・斜度30度以上の斜面には、発電設備※を設置しないこと。 ※送配電設備（送電線、電柱等）は除く。
- ・騒音、反射光、景観への影響が懸念される場合には、住宅・道路敷地境界等から発電設備※を概ね5m以上離隔及び植栽等を施すこと。

※上記の他、事業に応じて、騒音や水の濁り等に関する個別の考慮すべき事項を設定

【参考】他県における状況（住民等への説明（合意形成））

	山梨県	宮城県	岡山県	和歌山県	山形県	兵庫県	奈良県
実施	義務	義務	努力義務	義務	義務	義務	義務
説明内容	①事業計画、②環境及び景観に及ぼすに関する影響調査・予測・評価方法、③環境及び景観に及ぼす影響評価、④維持管理計画	①事業計画、②環境及び景観に及ぼす影響評価、③維持管理計画、④緊急時対応、⑤地域メリット、⑥地域住民等の求める情報	事業計画、施工計画	事業計画	事業計画	事業計画	規則が公表されておらず以下詳細不明 R5.4.1.公布 R5.10.1施行
対象者	事業区域が所在する市町村と協議し、市町村が必要と認める地域住民等	事業区域が所在する市町村、事業区域に隣接する市町村及び周辺地域の行政区長等に相談し、配慮すべき地域住民等の範囲について把握	①太陽光発電施設に隣接する土地に所有権又は借地権を有する者、②上記土地に存する建築物に所有権、使用貸借による権利又は賃借権を有する者、③地元自治会の関係住民	市町村と協議し、説明会を開催すべき関係自治会の情報（連絡先等）を把握	関係市町村と説明会を開催すべき地元住民の対象範囲について協議	①事業区域に隣接する土地に所有権又は借地権を有する者、②上記土地に存する建築物に所有権、使用貸借による権利又は賃借権を有する者、③地元自治会の関係住民、④知事があらかじめ市町長の意見を聴いて定める者	
実施方法	会場に対象者を集めて開催（但し、住民の要望により集める以外の方法によることも可）	①地域住民を集めた説明会、②住民宅訪問による個別説明、③回覧・ポスティングによる情報提供	①地域住民を集めた説明会、②住民宅訪問による個別説明、③回覧・ポスティングによる情報提供	会場に対象者を集めて開催	会場に対象者を集めて開催	説明会等の面談による説明	
実施時期	—	—	—	自治体との協議が終了し、事業計画案ができた段階	県・関係市町村との協議が終了し、事業計画案作成後	工事着手の60日前までにを行う届出より前	
説明記録	説明会の開催状況（説明内容、質疑応答状況）を申請・届出時に添付資料として提出	地域住民等説明実施記録を申請・届出時に添付資料として提出	—	説明内容、会場での住民の意見、その意見に対する回答等を取りまとめ、認定申請時の添付資料として提出	説明内容や地元住民の意見等について取りまとめ、認定申請時の添付資料として提出	近隣説明実施記録を届出時に添付資料として提出	

【参考】他県における状況（許可基準等）

【欠格事由について】

	山梨県	宮城県	岡山県	和歌山県	山形県	兵庫県	奈良県
欠格事由	関係法令の規定に違反していること	関係法令の許認可等を受けていないこと	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと ・許可を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過していないこと等 	関係法令の規定に違反していること	なし	太陽光発電施設の敷地に関する法律、条例及びこれらに基づく命令の規定で規則で定めるものに適合することが確認できないこと

【他法令における取扱い】

例規名	土壤汚染対策法	浄化槽法	民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律	温泉法	火薬類取締法
対象行為	汚染土壌の処理業	浄化槽清掃業	養子縁組あっせん事業	温泉をゆう出させる目的の土地掘削	火薬類の製造業、販売業
欠格事由	<ul style="list-style-type: none"> ・この法律又はこの法律に基づく処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していないこと ・許可を取り消され、その取消の日から2年を経過していないこと等 	<ul style="list-style-type: none"> ・この法律又はこの法律に基づく処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していないこと ・許可を取り消され、その取消の日から2年を経過していないこと等 	<ul style="list-style-type: none"> ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していないこと ・許可を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過していないこと等 	<ul style="list-style-type: none"> ・罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過していないこと ・許可を取り消され、その取消の日から2年を経過していないこと等 	<ul style="list-style-type: none"> ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後、3年を経過していないこと ・許可を取り消され、取消の日から3年を経過していないこと等

【参考】他県における状況（維持管理・廃棄等について）

	山梨県	宮城県	岡山県	和歌山県	山形県	兵庫県	奈良県
実施	義務	義務	努力義務	義務	義務	—	義務
基準	①平常時、②土砂災害等が発生するおそれがある場合、③土砂災害等により発電施設の損壊が発生又は周辺環境に支障が生じた場合の基準を設定	①平常時、②土砂災害等が発生した、又は発生が想定される場合、③土砂災害等により発電施設の損壊が発生又は周辺環境に支障が生じた場合の基準を設定	—	—	—	—	規則が公表されておらず以下 詳細不明 R5.4.1.公布 R5.10.1施行
計画作成	①基本的事項、②実施体制、③保守点検項目・方法・頻度、④発電施設の損壊等の防止措置、⑤土砂災害等による発電施設損壊等時の措置内容 (既存事業者も作成)	①基本的事項、②実施体制・③点検内容・頻度、④発電施設の損壊等の防止措置、④災害時の連絡先、⑤土砂災害等による発電施設の損壊時の措置内容 (既存事業者も作成)	①基本的事項、②実施体制・範囲・方法・安全対策、記録方法、③破損時の修理体制、④破損した太陽光モジュールの廃棄及びリサイクル方法 (既存事業者も作成)	①点検項目、②点検頻度、③点検予定者 (事業計画のなかで記載)	①点検項目、②点検頻度、③点検予定者 (事業計画のなかで記載)	—	
公表	会場に対象者を集めて開催（但し、住民の要望により集める以外の方法によることも可） (既存事業者も公表)	太陽光発電施設の運転を開始する日までにインターネット、その他の方法により公表 (既存事業者も公表)	—	事業計画作成後、遅滞なくインターネット、その他の方法により公表	事業計画の公表に合わせる公表	—	
事故対応	事故等発生時の速やかな復旧措置及び県への報告 (既存事業者も報告)	事故等発生時の速やかな復旧措置及び県への報告 (既存事業者も報告)	地域・周辺住民への被害発生のおそれが生じた、又は現に発生した場合の速やかな連絡、被害防止及び被害拡大防止措置の実施 (既存事業者も報告)	—	—	—	
廃棄等	廃棄物の適正処理、廃止後事業区域の安全管理措置の実施 (既存事業者も対応)	廃棄物の適正処理、廃止後事業区域の安全管理措置の実施 (既存事業者も対応)	廃棄物の適正処理、廃棄費用の確保 (既存事業者も対応)	廃棄物の処理方法、撤去後の土地整備方針、廃止費用見積り、廃止費用確保	廃棄物の処理方法、撤去後の土地整備方針、廃止費用見積り、廃止費用確保	—	

【参考】他県における状況（手続き・罰則等）

	山梨県	宮城県	岡山県	和歌山県	山形県	兵庫県	奈良県
許可又は認定取消	<ul style="list-style-type: none"> 不正な許可取得 理由なく1年以上設置工事未着手 許可に付された条件違反 措置命令違反 	<ul style="list-style-type: none"> 不正な許可取得 理由なく1年以上設置工事未着手 許可に付された条件違反 措置命令違反 	<ul style="list-style-type: none"> 不正な許可取得 許可に付された条件違反 	<ul style="list-style-type: none"> 不正な認定取得 認定基準違反 	不正な認定取得	なし	<ul style="list-style-type: none"> 不正な許可取得 理由なく1年以上設置工事未着手 許可に付された条件違反 措置命令違反
指導及び助言	条例の施行に必要な限度において行う	条例の施行に必要な限度において行う	許可基準を満たすよう適切な措置	認定事業計画に係る太陽光発電事業の適正な実施のために行う	なし	届出内容が施設基準に適合するよう必要な指導及び助言	条例の施行に必要な限度において行う
報告徴収	条例の施行に必要な限度において行う	条例の施行に必要な限度において行う	条例の施行に必要な限度において行う	条例の施行に必要な限度において行う	条例の施行に必要な限度において行う	なし	条例の施行に必要な限度において行う
立入検査	条例の施行に必要な限度において行う	条例の施行に必要な限度において行う	条例の施行に必要な限度において行う	条例の施行に必要な限度において行う	条例の施行に必要な限度において行う	なし	条例の施行に必要な限度において行う
勧告	<ul style="list-style-type: none"> 事業の中止 太陽光発電施設の撤去、原状回復 指導に従うこと等 	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電施設の撤去、原状回復 必要な措置を講ずること 	設置不適正区域に設置した者に対する必要な措置を講ずること	無認定事業者に対する必要な手続きを講ずること	無認定事業者に対する必要な手続きを講ずること	必要な措置を講ずること	<ul style="list-style-type: none"> 設置工事の中止 太陽光発電施設の撤去等
措置命令	勧告に係る措置を講ずること	勧告にかかかかる措置を講ずること	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電施設の撤去、原状回復 必要な措置を講ずること 	勧告にかかかかる措置を講ずること	勧告にかかかかる措置を講ずること	なし	勧告に係る措置を講ずること
公表	許可取消又は措置命令の内容、氏名、住所等	許可取消又は措置命令の内容、氏名、住所等	許可取消又は措置命令の内容、氏名、住所等	氏名、違反の事実等	氏名、違反の事実等	違反の事実	氏名、住所許可取消の原因
罰則	無許可又は無届設置等 5万円以下の過料	無許可又は無届設置等 5万円以下の過料	なし	なし	なし	（虚偽記載の場合） ・虚偽記載 ・両罰規定	無許可設置等 5万円以下の過料